

論 説

地方収受分の所得税確定申告書についての e-Tax の利用促進策

税務大学校研究部長

土 屋 雅 一

◆SUMMARY◆

国税電子申告・納税システム（e-Tax）については、「オンライン利用拡大行動計画」（平成 20 年 9 月 IT 戦略本部決定）に基づき、普及に向けた各種取組を行い、平成 21 年度の利用率（重点 15 手続）は 45.4%（前年度 36.6%）に増加してきている。一方、当該計画における目標値は平成 25 年度に利用率 65%となっており、納税者の利便性の向上及び税務行政の効率化の観点から、更なる普及への取組みが必要となる。

本稿では、平成 23 年 1 月から所得税申告書等の地方団体（市町村等）への電子的送付が実現されたことに鑑み、更なる e-Tax の普及に資するため、地方団体の相談会場において収受する確定申告書について、複数の地方団体から住民税申告に係る相談体制やシステムの現状及び課題を取材するとともに、住民税相談ソフトの供給業者からの取材を行うことなどにより、e-Tax により申告する方策を制度面及びシステム面から考察している。

具体的には、①総合行政ネットワーク経由で送信する方式、②LGWAN-ASP 事業者を経由してインターネットへ接続する方式、③USB メモリーにより「申告データ」を受け渡す方式、④情報セキュリティポリシーの運用といった新たな方策を提案するとともに各方式を比較評価することにより、地方収受分の確定申告書の e-Tax 利用に向けた問題の所在を明らかにしたものである。

（税大ジャーナル編集部）

目 次

1. はじめに	2
2. 地方収受分の所得税確定申告書の処理の現状	4
3. e-Tax により地方収受分の所得税確定申告書を送信する際の問題点	8
4. 改善の方向性	9
5. おわりに	18

1 はじめに

平成 16 年 2 月に名古屋国税局管内の納税者を対象に開始した国税庁の国税電子申告・納税システム (e-Tax) は、その後、順次対象地域・対象手続を拡大し、利用件数についても、重点 15 手続き全体で、平成 19 年度約 920 万件、平成 20 年度約 1,432 万件、平成 21 年度約 1,658 万件と順調に増加している。このうち所得税申告については、平成 19 年度約 363 万件、平成 20 年度約 614 万件、平成 21 年度約 784 万件と同様の状況である。所得税申告についての e-Tax の利用率は、平成 19 年度 18.4%、平成 20 年度 31.1%、平成 21 年 39.7%と順調に伸びている^①。所得税申告についての e-Tax の利用率は、政府の「オンライン利用拡大行動計画(平成 20 年 9 月 12 日決定)」^②に掲げられた年間平均申請件数を分母として算出されており、e-Tax を利用し申告する環境にないとの理由により、地方収受分(市町村(東京 23 区を含む。以下同じ。))が収受する所得税申告書が分母に含まれていない。

総務省の推計によれば、市町村における所得税確定申告書の収受割合は、所得税確定申告書総数のおおむね 2 割程度^③とされており、これらはすべて紙の申告書として提出されている。地方収受分の所得税申告書が分母に含まれる e-Tax の利用率は発表されていないが、国税庁発表の「平成 21 年分の所得税、消費税及び贈与税の確定申告状況等について」^④に基づき、地方収受分が含まれた利用率を推

計することができる。同発表資料(別表参照のこと。)によれば、平成 21 年分の所得税確定申告書の提出人員は、23,674 千人で、このうち e-Tax によるものは 7,079 千人である。これに基づき推計すると、e-Tax の利用率は 29.9%となり、この数値は前述の 39.7%と約 10 ポイントの開差がある。「オンライン利用拡大行動計画」上の利用率の算定に当たっては、申告件数の計算上、分子に修正申告書や過年分の期限後申告書が含まれ、分母に地方収受分が含まれないといった統計上の差異があるものの、約 10 ポイントの開差はかなり大きいものといえる。

今後、「オンライン利用拡大行動計画」に基づき、順調に e-Tax の利用拡大が図られたとしても、地方収受分の所得税申告書については計画の枠外に置かれ、紙の申告書が提出され続けることとなる。この点については、政府も問題意識を有しており、「地方税の申告等の電子化について、地方税ポータルシステム (eLTAX) へ参加自治体数が大きく伸びていくことがうかがえる。今後は、一層、市区町村の参加拡大を図っていくとともに、全市区町村での電子申告サービスの導入を目指すべきである。また、利用者団体から国税・地方税の電子申告のワンストップ化の要望が出されていることを踏まえ、利用者の利便性向上の観点から、国税電子申告・納税システム (e-Tax) との連携を進めるべきである。」旨の意見が電子政府評価委員会の平成 20 年度報告書^⑤に記されている。

別表 IT を利用した所得税申告書の提出人員

(単位：千人)			
	平成 19 年分	平成 20 年分	平成 21 年分
確定申告人員	23,616	23,693	23,674
IT 利用人員	(25.4%) 5,999	(34.1%) 8,077	(40.6%) 9,604
自宅等での IT 利用	(13.7%) 3,234	(18.0%) 4,269	(20.9%) 4,943
各種ソフト・ e-Tax	1,307	1,933	2,306
HP 作成コーナ ー・e-Tax	197	359	488
HP 作成コーナ ー・書面	1,730	1,977	2,149
署での IT 利用	(11.7%) 2,765	(16.1%) 3,808	(19.7%) 4,660
署パソコン・ e-Tax	1,836	3,310	4,285
署パソコン・書面	929	498	375

- (注) 1 翌年 3 月末日までに所得税の確定申告書を提出した人員である。
 2 署パソコンからの e-Tax 送信は、平成 19 年分から開始している。
 3 かっこ書は、確定申告人員に対する割合(構成比)である。

この報告書を受けて、平成 22 年度税制改正において地方税法が改正^⑥され、国税から地方税への電子データによる連絡が可能となり、総務省告示^⑦により技術的な基準が定められ、平成 23 年 1 月から電子データによる連絡が開始されることとなった。

しかしながら、この税制改正による効果は、国税から地方税への一方通行のデータ連携の実現であり、地方收受分の所得税申告書については従来どおり紙ベースの処理となるため、データ連携としては不完全である。そこで本稿では、地方收受分の所得税申告書について e-Tax により申告する方策について、以下考察する。

なお、本稿において、出典が明示されていない事実は、埼玉県内の複数の地方団体からの取材に基づくものであり、意見に関する部分は、筆者の私見であることを予めお断りしておく。

2 地方收受分の所得税確定申告書の処理の現状

所得税確定申告書を地方団体が收受する場合には、記載済みの所得税確定申告書が地方団体へ提出される場合と、地方税職員と納税者が相談して所得税確定申告書を作成し、これを地方団体が收受する場合があるが、以下、後者について現状を概観する。

(1) 過去の経緯

国税当局と市町村との税務行政運営上の協力関係については、国税及び地方税を通じて税務行政の簡素化と納税者の負担の適正公平を図る観点から、昭和 29 年に国税庁と自治省との間で、相互協力に関する了解事項が締結され、その推進に努めてきた。

その後の税務行政の進展に伴い、税務行政の効率化と適正、公平な税務執行の確保のため、更に一層の協力関係の推進が必要であるとの認識の下、①所得税還付申告書

等の市町村における收受、②所得税の納税相談の協力及び、③税務調査を充実させるための資料情報の収集、交換等について、昭和 57 年に新たな了解事項が締結された。この了解事項の趣旨に基づき、昭和 58 年の所得税確定申告からは、所得税の申告書に「市町村閲覧用写し」を追加する措置を講じた。

協力関係の具体的な推進に当たっては、各税務署に設けられている地区税務協議会の場を活用して、市町村と十分協議を行い、その地域の実情に沿いつつ、この了解事項等の着実な実施を図り、現行制度の下で可能と思われる最大限の協力を行うこととされている^⑧。

(2) 具体的な処理方式

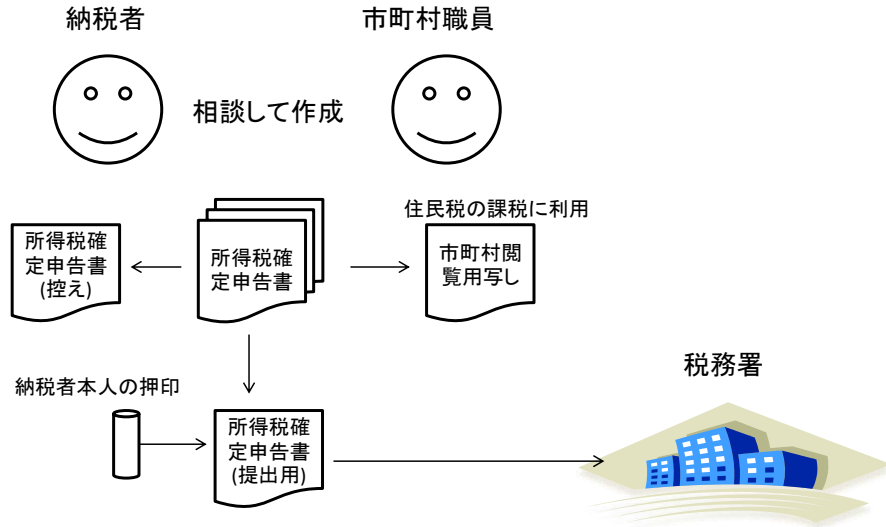
市町村で所得税確定申告の相談を行い、確定申告書を作成して收受する方式は市町村で区々であるが、大まかには次のように分類することができる。

イ 手書きの確定申告書を作成する方式 (図 1)

この方式は、パソコンを使用せずに手書きにより紙の確定申告書を作成する方式であり、事務の機械化が遅れた市町村における相談やパソコン設備のない公民館等での出張相談会場において一般的である。

具体的には、納税者と市町村職員が対面により相談し、市町村職員が代書により確定申告書を作成する。作成された確定申告書に納税者が押印を行い、市町村が收受し管轄税務署へ引き渡す。税務相談及び確定申告書の作成については税理士法上の規制^⑨があるが、市町村の税務課長等に税理士法第 50 条の規定による臨時の税務書類の作成等の許可(以下、この許可を「臨税」という。)^⑩が与えられている。住民税の課税に当たっては、確定申告書原本のカーボンコピーである「市町村閲覧用写し」を引き剥がし、これを基礎資料として利用している。

図1 手書きの確定申告書を作成する方式



ロ 住民稅の課稅システムに所得稅確定申告書の作成機能を付加した方式(図2)

この方式は事務処理の機械化が進んだ市町村で普及している方式であり、住民稅の課稅システムに所得稅確定申告書の作成機能を付加したものである(以下、この方式による所得稅確定申告書の作成機能を「作成支援システム」という。)

民間のソフト会社から各種の「作成支援システム」が提供されているが、それらの機能はおおむね次のとおりである。

- ① 納稅者の住所・氏名、世帯情報、前年分の住民稅課稅事績など、データベースに記録済みの情報を本年分の住民稅の課稅に利用する。
- ② 給与支払報告書、公的年金等支払報告書など外部から得られる情報を予めデータベースに記録しておき、本

年分の住民稅の課稅に利用する。

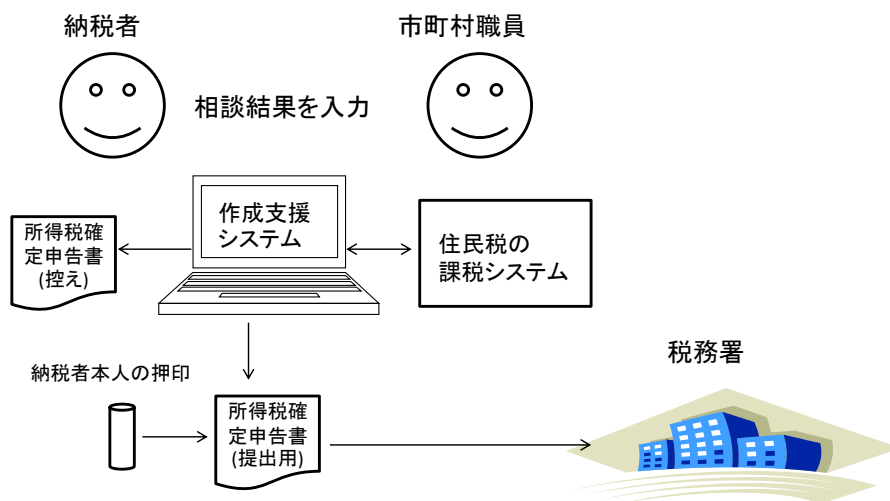
- ③ 所得稅確定申告の相談に訪れた納稅者から、給与・公的年金以外の収入など①、②で不足する情報を聴き取り、住民稅の課稅に必要な情報を充足させ、住民稅の計算を行う。
- ④ 所得稅の計算に必要な情報(源泉徴収済の稅額など)が不足している場合には、納稅者から提示された資料に基づき補完することにより、所得稅確定申告書を完成させ、紙で印刷する。
- ⑤ 印刷された確定申告書に納稅者が押印を行い、市町村が収受し管轄稅務署へ引き渡す。
- ⑥ 「作成支援システム」により作成された所得稅確定申告書のデータ(以下「申告データ」という。)

のデータベースに格納され、住民税の課税処理に使用される。

納税者からの聴き取りや申告書作成に必要な情報をシステムに入力する際のパソコン操作は市町村職員が行っており、このことは税務相談や税務書類の作成に当たることから、

上記イと同様に、市町村の税務課長等に「臨税」の許可が与えられている。この方式の場合には、システムによる計算結果に基づき住民税の課税処理を行うことから、「市町村閲覧用写し」は不要となっている。

図2 住民税の課税システムに所得税確定申告書の作成機能を付加した方式



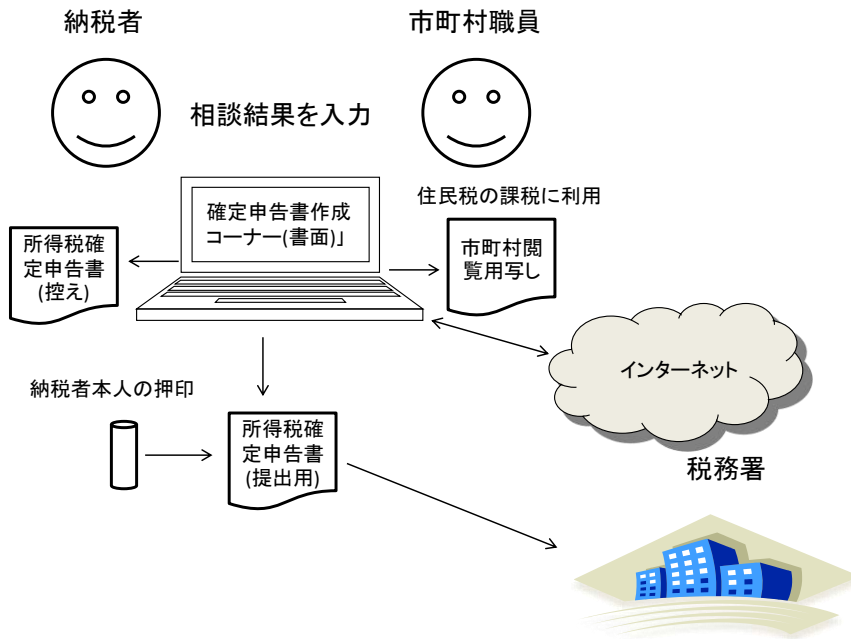
ハ 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」⁽¹¹⁾を利用する方式(図3)

この方式は、インターネット上の国税庁ホームページにおいて提供されている所得税確定申告書作成システム「確定申告書等作成コーナー」を利用して所得税の確定申告書を作成する方式である。「確定申告書等作成コーナー」には、紙により所得税確定申告書を作成する機能(「確定申告書等作成コーナー(書面)」)と e-Tax により所得税確定申告書を送信する機能(「確定申告書等作成コーナー(e-Tax)」)があるが、この場合は、前者の機能を利用する。

具体的には、市町村の確定申告の相談会場に、インターネットへ接続したパソコンを設

置し、納税者自身が申告書作成に必要な源泉徴収票などの情報を「確定申告書等作成コーナー(書面)」の画面に入力し、システムにより作成された所得税確定申告書を書面で印刷する。印刷された所得税確定申告書に納税者が押印を行い、市町村が收受し管轄税務署へ引き渡す。市町村職員がこのパソコンの操作補助を行うこと自体は税務相談ではないものの、あわせて税務相談を行う場合があることから、上記イと同様に、市町村の税務課長等に「臨税」の許可が与えられている。住民税の課税に当たっては、「市町村閲覧用写し」が所得税確定申告書と同時に印刷されるので、これを基礎資料として利用している。

図3 「確定申告書作成コーナー(書面)」を利用する方式



(3) e-Tax への取組状況

財務省発表の「国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画」⁽¹²⁾によれば、「e-Tax については、公的個人認証サービスの普及拡大の要請、e-Tax の普及に向けた各種施策の実施や広報・周知に関する協力関係の確保に努めるとともに、地方税ポータルシステム (eLTAX) とのデータ連携の実施に向けて取り組みます。」旨の業績目標が掲げられており、これを受けて、各税務署では管内の市町村に対して、e-Tax の普及に向けた協力を要請している。

具体的な取組みとして、一部の市町村では、確定申告の相談会場に、IC カードリーダーライタを装備してインターネットへ接続したパソコンを設置しており、公的個人認証サービス (JPKI) に基づく電子証明書が記録された住民基本台帳カード(以下、「JPKI 住基カード」という。)⁽¹³⁾を持参した納税者に対して、IC カードリーダーライタにより納税者の電子証明

書を読み込み、「確定申告書等作成コーナー (e-Tax)」(以下「作成コーナー(e-Tax)」という。)を納税者自身が操作し、所得税確定申告書を e-Tax により送信することができる環境を提供している(以下、納税者本人の電子証明書を添付した申告書を納税者本人が e-Tax により送信することを「本人送信」という。)。また、確定申告の相談会場へ地元税理士会から税理士の派遣を受けている場合に、税理士による代理送信の方式⁽¹⁴⁾により、「JPKI 住基カード」を持参していない納税者の所得税確定申告書を e-Tax により代理送信を行っている事例も見受けられる。

(4) 国税連携システムの導入(図 4)

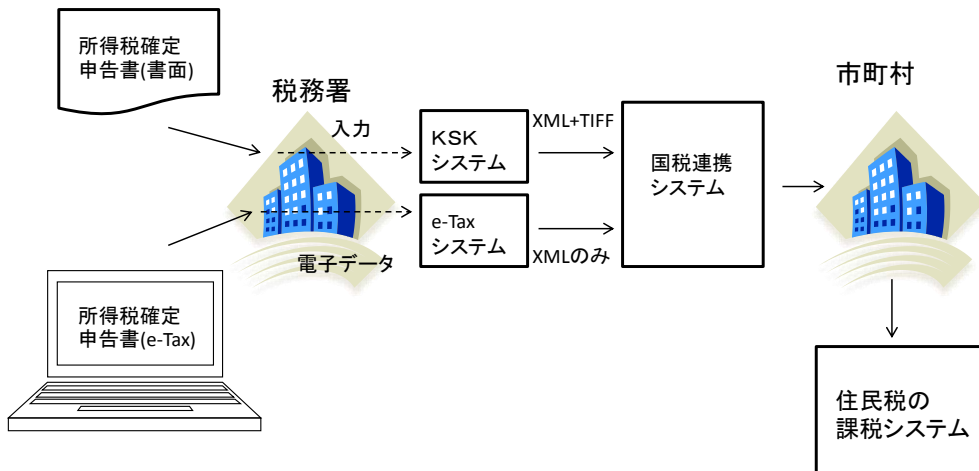
「はじめに」で述べたように、平成 22 年度税制改正により、国税当局から地方税当局へ地方税の課税に必要なデータを電子的に連絡することが可能となり、平成 23 年 1 月から、住民税の課税に必要なデータについて、国税当局から市町村へ電子的に連絡される仕

組みが整備される⁽¹⁵⁾。国税当局から連絡するデータの内容は、e-Tax により申告された所得税申告書のデータ(e-Tax データ)だけではなく、書面により申告され国税当局の事務処理システム(KSKシステム)に入力された所得税申告書のデータ(KSK データ)も含まれる。ただし、e-Tax データは、すべてシステムで文字データとして処理可能なデータ形式(XML形式)で連絡されるが、KSKデータは、

すべてが文字データ化されているものではないため、文字データ化されているものについてはXML形式で連絡され、その他の情報については画像形式のデータ(TIFF形式)として連絡される。

この国税連携システムにより、国税当局から地方税当局へのデータ連携が実現され、紙媒体である「市町村閲覧用写し」は廃止され、ペーパーレス化が達成される。

図4 国税連携システム



3 e-Tax により地方收受分の所得税確定申告書を送信する際の問題点

2の(3)で述べたように、一部の市町村では、e-Tax への取組みを進めているものの、次のような問題点により、e-Tax の普及は進んでいない。

(1) 「作成支援システム」と e-Tax の連携が困難であること

2の(2)のイで述べたように、「作成支援システム」により紙の所得税確定申告書を印刷す

る仕組みは広く普及しているものの、紙ではなく e-Tax により所得税確定申告書を送信する仕組みは実現されていない。この理由としては、「作成支援システム」とインターネットとの接続が、市町村が制定している情報セキュリティポリシーにより禁止されていることがあげられる。情報セキュリティポリシーとは、組織内の情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策等を包括的に定めた文書のことであり、総務省がガイドライン⁽¹⁶⁾

(地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン。以下、「総務省ガイドライン」という。)を定めている。「総務省ガイドライン」に基づき、ほぼ 100%の市町村が情報セキュリティポリシーを定めている⁽¹⁷⁾。

「総務省ガイドライン」によれば、「外部のネットワークへの不必要な接続は必要最低限のものに限定し、特に行政系のネットワークは、安全性の高い総合行政ネットワークに集約するように努めることが必要である。」⁽¹⁸⁾旨の記述がある。これを受けて、市町村では「作成支援システム」のインターネットへの接続を禁止している。

(2) 「JPKI 住基カード」の即時交付が困難であること

市町村の確定申告の相談会場へ、「JPKI 住基カード」を所持しない納税者が訪れた場合に、e-Tax により所得税確定申告書を送信するためには、「JPKI 住基カード」が即時に交付されることが望ましいが、「JPKI 住基カード」が即日交付される市町村であっても、交付手続きには 20~40 分程度⁽¹⁹⁾の時間を要する場合が一般的である。また、「JPKI 住基カード」を発行するための機器の台数が限られており、一時期に集中して「JPKI 住基カード」の交付申請があった場合には、待ち時間が長くなる可能性もある。さらに、確定申告の相談会場と「JPKI 住基カード」の発行部署が距離的に離れている場合もある。

(3) 市町村職員による代理送信が認められていないこと

税理士による e-Tax の代理送信については、国税庁告示⁽²⁰⁾に記述されているが、現状では「臨税」許可を有する市町村職員による e-Tax の代理送信は認められていない。このため、税理士資格を有さない市町村職員は、相談に訪れた納税者の確定申告書を e-Tax により代理送信を行うことができない。すなわち、市町村の確定申告の相談会場へ税理士が

派遣されていない場合には、「JPKI 住基カード」を持参しない納税者の所得税確定申告書を e-Tax により送信することができない。

(4) 派遣税理士の確保が課題であること

税理士による代理送信を利用すれば、納税者名義の「JPKI 住基カード」を使用せずに、e-Tax により所得税確定申告書を送信することが可能であるが、所得税の確定申告期間中、特に 3 月において、税理士の本来業務である関与先納税者の確定申告書の作成のため多忙な時期に、派遣税理士を十分に確保する必要があり、このことが税理士会と市町村双方にとっての課題となっている。

(5) 「作成コーナー(e-Tax)」により「作成支援システム」を代替することができないこと

国税連携システムを利用することにより、e-Tax により申告された所得税確定申告書のデータを基礎資料として住民税の課税を行うことが可能となることから、e-Tax による送信機能を有する「作成コーナー(e-Tax)」により「作成支援システム」を代替することが考えられる。しかしながら、2の(2)の口で述べたように、「作成支援システム」は、市町村が保有する情報を活用できるなど住民税の課税処理に特化したシステムである一方、「作成コーナー(e-Tax)」は国税庁ホームページに掲載されているように一般納税者向けのシステムであることから、市町村職員が使用する場合の利便性が大きく異なる。さらに、「作成コーナー(e-Tax)」では、所得税の納税義務がなく住民税のみの納税者には対応できない。このような理由により、「作成コーナー(e-Tax)」により「作成支援システム」を代替することは困難である。

4 改善の方向性

地方收受分の所得税確定申告書を、e-Tax により送信するための方策について、3 で述べた現状の問題点を踏まえ検討する。

(1) 「作成支援システム」からの e-Tax の送信

3 の(1)で述べたように、「申告データ」を e-Tax により送信を行っている事例は見当たらないが、市町村の情報セキュリティポリシーに抵触しない方法を用いて、e-Tax により送信を行う方法について検討する。

なお、「申告データ」の e-Tax 送信に当たっては、納税者自身の「JPKI 住基カード」を使用することによる本人送信と税理士による代理送信が想定される。

イ 総合行政ネットワーク経由で送信する方式(図 5)

総合行政ネットワーク(略称 LGWAN(Local Government Wide Area Network))⁽²¹⁾とは、地方団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とした、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークである。財団法人地方自治情報センターを運営主体とし、全国の市町村が参加している。LGWAN は、国の府省間ネットワークである「霞ヶ関 WAN」と相互接続しており、国の機関との情報交換にも利用されている。

地方団体が納税義務者(特別会計における消費税など)となる場合には、インターネットではなく LGWAN を経由して、その地方団体自身の納税申告書を e-Tax により申告することが可能である⁽²²⁾。現状では、LGWAN の基本要綱⁽²³⁾により、地方公務員以外の者が LGWAN を利用することが禁止されていることから、一般の納税者が、インターネットではなく LGWAN を経由して、自身の所得税確定申告書を e-Tax により申告することはできない。

そこで、制度面及び運用面の観点から、一般の納税者の所得税確定申告書を、LGWAN 経由で送信する可能性について検討する。

(イ) LGWAN 等の整備状況

LGWAN は、政府のミレニアムプロジェクト(平成 11 年 12 月 19 日内閣総理大臣決定)⁽²⁴⁾により計画され、平成 12 年度に実証実験を開始し、平成 13 年度から本格運用が開始された。その後、平成 14 年 4 月から LGWAN と霞ヶ関 WAN が相互接続され、国の機関と地方団体間の情報交換が電子化された。さらに、平成 16 年 3 月には、全市町村が LGWAN に接続されるなど、順調に整備されている。

霞ヶ関 WAN は、政府の行政情報化推進基本計画(平成 6 年 12 月 25 日閣議決定)⁽²⁵⁾に基づき、政府機関内における情報の円滑な流通、情報共有等を図るため、各府省等の LAN を相互に接続するネットワークとして整備され、平成 9 年 1 月から運用を開始している⁽²⁶⁾。

(ロ) LGWAN を経由した e-Tax の現状

平成 20 年 6 月 16 日以降、地方団体が e-Tax を利用して申請等を行う場合、これまでのインターネット経由に加えて LGWAN 経由による e-Tax の利用が可能となった。利用に当たっては、電子証明書として、地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)⁽²⁷⁾に基づくその機関の長の職責証明書を利用することとなり、対象となる手続きは特別会計における消費税の申告などに限られる。

(ハ) 一般納税者の利用制限

LGWAN の基本要綱の第 14 条によれば、「LGWAN サービスを利用できる者は、地方公務員法に定める地方公務員とする。」とされており、一般の納税者が LGWAN に接続されたパソコン等の端末機を操作することはできないと解される。このため、「JPKI 住基カード」を所持した納税者が「作成支援システム」を自ら操作し、納税者自身の「申告データ」を LGWAN 経由で e-Tax の本人送信を行うことは禁止されていると解される。同様に、税理士が「作成支援システム」を自ら操作し、納税者の「申告データ」を LGWAN 経由で e-Tax の代理送信を行うことも禁止されていると解

される。

(二) 制限の回避策

実際には、「作成支援システム」の操作は市町村職員が行っていることから、納税者の「JPKI 住基カード」を使用して、市町村職員が「作成支援システム」を操作し、納税者の「申告データ」を LGWAN 経由で e-Tax の本人送信を行うことが考えられる。この場合、LGWAN サービスの利用者の定義が問題となるが、市町村職員が送信を行うことから利用制限に抵触しないと考えられる。

また、派遣税理士を確保することにより、市町村職員が「作成支援システム」を操作し、税理士が納税者の「申告データ」を LGWAN 経由で e-Tax の代理送信を行うことも考えられる。この場合、市町村職員の指示により e-Tax への送信を行うことから利用制限には抵触しないと考えられるが、厳密に考えると

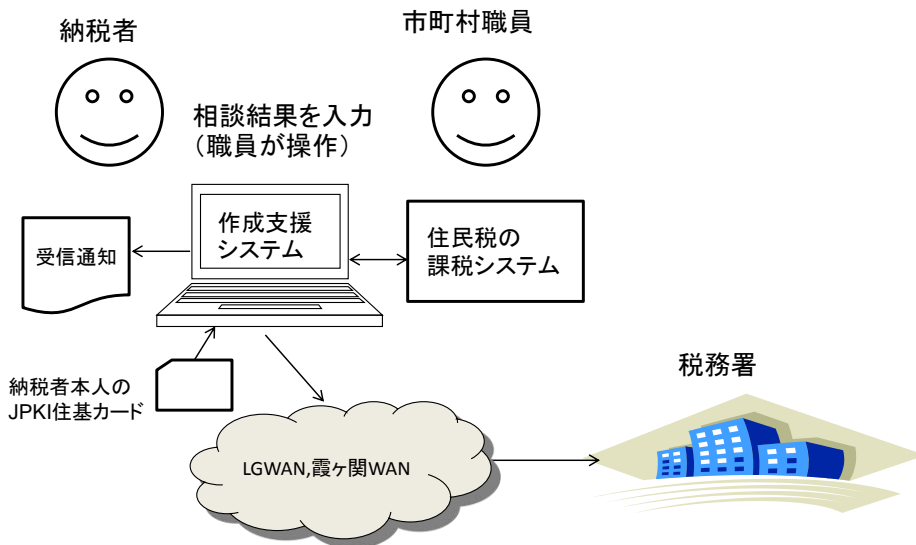
LGWAN サービスの利用者の定義が問題となる。

(ホ) 小括

LGWAN はインターネットへ接続されていないことから、情報セキュリティポリシーの観点からは安全性が高く、LGPKI に加えて JPKI に基づく認証にも対応しており、情報システム構築の観点からも、LGWAN を経由して e-Tax の送信を行うことは容易に実現できると考えられる。

実際には、市町村の確定申告の相談会場へ訪れる納税者の大半は、自宅にインターネット環境を持ち合わせていない高齢者であり、自らパソコン操作を行うことができない者が多い。したがって、市町村職員が「作成支援システム」を操作することは当然であり、LGWAN の利用制限については問題にならないと考えられる。

図5 LGWAN経由で送信する方式



ロ LGWAN-ASP 事業者を経由してインターネットへ接続する方式(図 6)

前述の国税連携システムの構築方式としては、ASP(Application Service Provider)事業者を利用する方式が一般的である。ASP 事業者とはネットワークを介して複数の利用者(市町村など)が共同で利用できる業務プログラムを自らのサーバーで所有し、そのプログラムを有料で提供する事業者のことである。

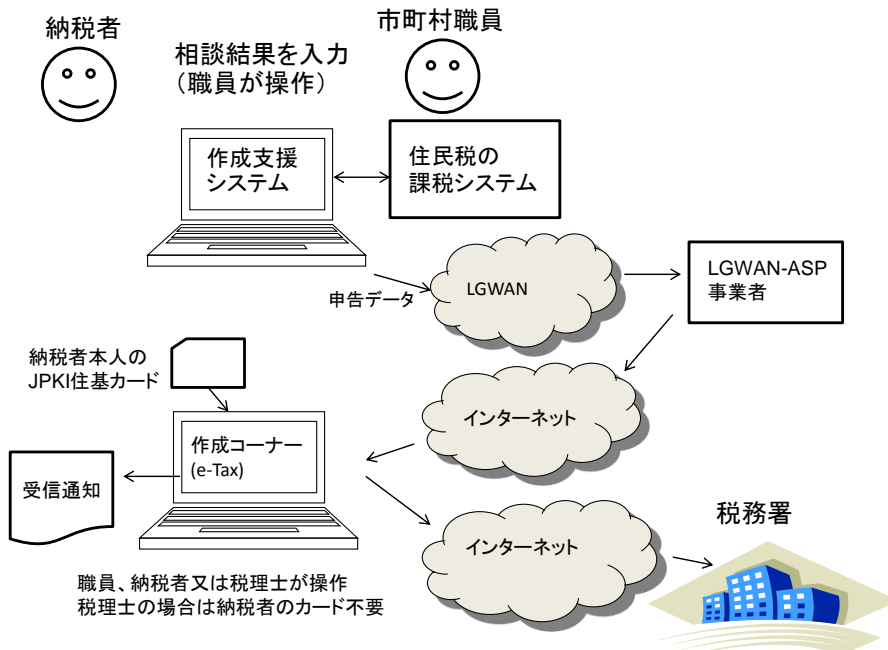
これらの事業者と市町村との接続に利用するネットワークとして、インターネットではなく情報セキュリティに優れた LGWAN を利用するサービスは、LGWAN-ASP⁽²⁸⁾と呼ばれており、このような事業者を LGWAN-ASP 事業者という。

LGWAN-ASP のガイドライン⁽²⁹⁾によれば、LGWAN-ASP のシステムを使用することにより LGWAN とインターネットを接続することは厳しく制限されている。しかしながら、アプリケーションサーバ、ファイアウォール、ゲートウェイサーバ等を経由してインターネ

ットへ接続することについては容認されており、これを利用して e-Tax の送信を行うことが可能である。具体的には、図 6 のように「作成支援システム」で作成した「申告データ」を LGWAN-ASP を経由してインターネットへ接続されたパソコンへ転送し、「作成コーナー(e-Tax)」を利用することにより、このパソコンからインターネットを経由して e-Tax の送信を行う。このパソコンは LGWAN に接続されていないことから、納税者や税理士が自ら操作することもできる。

しかしながら、①「作成支援システム」と「作成コーナー(e-Tax)」の連携に関するシステム開発が必要となること、②「作成支援システム」で作成した「申告データ」を LGWAN-ASP を経由してインターネットへ接続されたパソコンへ転送するためには一時的に「申告データ」を保存する必要があることから、個人情報流出の危険性が非常に高くなることなど、実現するためにはクリアすべき課題が大きい状況である。

図6 LGWAN-ASP事業者を経由してインターネットへ接続する方式



ハ USB メモリーにより「申告データ」を受け渡す方式(図7)

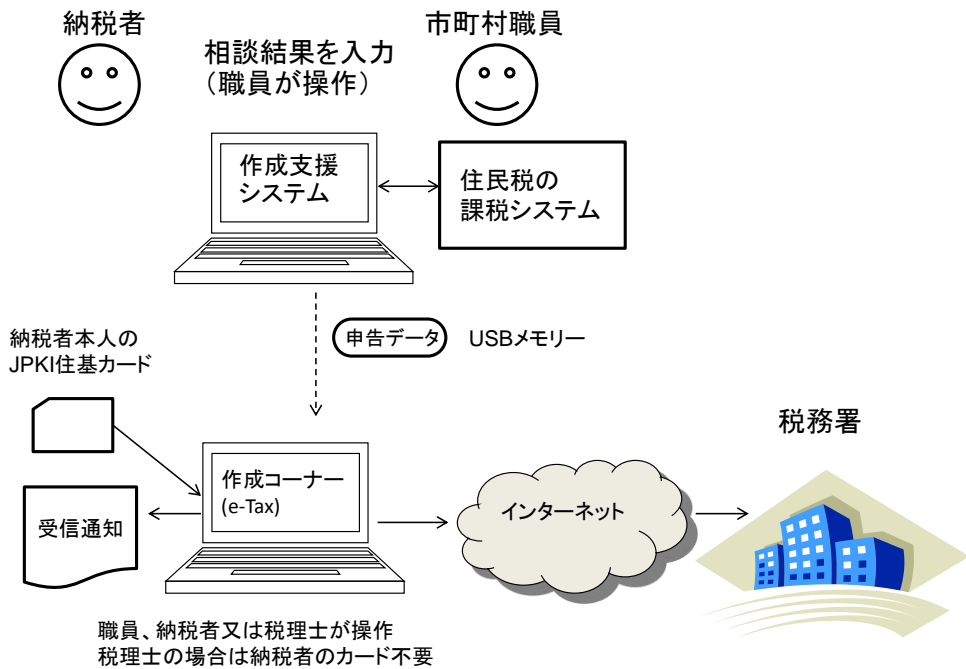
この方式は、着脱式の USB メモリーを使用して、「作成支援システム」から「作成コーナー(e-Tax)」へ「申告データ」の受渡しを行うものである。具体的には、「作成支援システム」により作成された「申告データ」を USB メモリーへ書き込み、この USB メモリーを「作成支援システム」から引き抜きインターネットへ接続されたパソコンに挿入して「申告データ」を受け渡し、「作成コーナー(e-Tax)」を利用して e-Tax の送信を行う。「作成支援システム」とこのパソコンは LAN などのネットワークで接続しない。

この USB メモリーについては、市町村が用意する場合と納税者が持参する場合が考

えられる。納税者が持参した USB メモリーを持ち帰り、「作成コーナー(e-Tax)」を利用することにより、納税者の自宅のパソコンから「申告データ」を e-Tax により本人送信を行うことも可能であるが、①納税者が持参した USB メモリーによりパソコンがコンピュータウイルス等に感染する恐れがあること、②確定申告期間は大量に「申告データ」を作成するため、誤って他人の情報を格納した場合に個人情報流出することなどから、市町村が用意すべきである。

なお、USB メモリーは着脱式であることから、市町村が用意するとしても情報セキュリティ上、USB メモリーに記録された「申告データ」の暗号化が必須である。

図7 USBメモリーにより「申告データ」を受け渡す方式



ニ 情報セキュリティポリシーの運用

上記イ、ロ及びハのいずれの方式についても、行政内部の情報システムである「作成支援システム」により作成された「申告データ」を e-Tax により外部へ送信することとなることとなり、ロ及びハについては、市町村職員ではない納税者や税理士がシステムを操作することが可能であることから、市町村が定めている情報セキュリティポリシーに抵触する可能性がある。そこで、その制限を回避して e-Tax を利用する方策について検討する。

(イ) 情報セキュリティポリシーによる制限事項

A 外部ネットワークとの接続

「総務省ガイドライン」の「外部ネットワークとの接続制限等」⁽³⁰⁾によれば、ファイアウォールの設置など厳しい制限付ではあるが、行政内部のシステムを外部ネットワークへ接続することが可能となっている。

これを上記イ、ロ及びハについて当てはめると次のとおりである。イについては、外部ネットワークとしてはLGWANのみであり、LGWANにおいては強力な情報セキュリティが保持されている。ロについては、LGWANとインターネットの接続についてLGWAN-ASPを利用していることから、イと同様の情報セキュリティが保持されている。ハについては、行政内部のシステムと外部ネットワークが接続されていない。

B USB メモリーによるデータの受渡し

「総務省ガイドライン」には、外部媒体に関する記述が多数あり、USBメモリーなどの媒体を介した情報流出を防止するための具体策が記述されている。たとえば、「個人情報の記録された媒体を運搬する者は、情報セキュリティ管理者に許可を得なければならない。」⁽³¹⁾旨の規定がある。さらに、「インターネットに接続していないシステムにおいて、記録媒体を使う場合、コンピュータウイルス等の感染を防止するために、市が管理している媒

体以外を職員等に利用させてはならない。」⁽³²⁾旨の規定もあることから、納税者が持参したUSBメモリーをそのまま使用することは禁止されている。

C 市町村職員以外の者によるシステム利用

「総務省ガイドライン」には、「電子申請受付システム、庁舎を訪問した住民等に対する庁舎案内システムなど、外部の人々が利用できるシステムは、不正アクセス等を防御するため、必要に応じ、他のシステムのネットワークと切り離すなどの措置が必要である。」⁽³³⁾旨の規定があり、市町村職員以外の者によるシステム利用については、禁止はされていないものの、厳重な情報セキュリティ管理が求められている。

(ロ) e-Tax への接続の可能性

上記(イ)のとおり、情報セキュリティポリシーに抵触せずに、「作成支援システム」により作成した「申告データ」を e-Tax により送信することは、原則として可能であるが、各市町村において具体的な運用方法を策定する必要があると考えられる。特に、納税者や税理士がシステムを操作する場合には専用パソコンの設置が必要であり、さらに、納税者が持参した USB メモリーに「申告データ」を記録する場合には、「作成支援システム」へのウイルス侵入を防ぐため、事前に市町村職員が USB メモリーを初期化するなどの対策が必要である。

ホ 各方式の評価

上記イ、ロ、ハの各方式については一長一短があるが、上記ニを踏まえて、情報セキュリティ、操作性、実現性などの観点から、次のように評価することができる。

イについては、情報セキュリティは最も優位であり、システム修正も容易であると考えられる。一方、システムの操作者が市町村職員に限られることから、納税者が持参した「JPKI 住基カード」を使用し、市町村職員がシステムの操作を行うことによる本人送信

は可能であると考えられるが、市町村職員の関与なしに税理士が自らシステムの操作を行うことによる代理送信は不可能である。

ロについては、情報セキュリティはイと同様であるが、「作成支援システム」とインターネットへ接続されたパソコンが分断され、「作成支援システム」の操作は市町村職員に限られることから、操作性に難点がある。一方、本人送信及び税理士による代理送信のいずれにも対応でき、納税者本人及び税理士が「作成コーナー(e-Tax)」を操作することもできる。開発コストについては、「作成支援システム」と「作成コーナー(e-Tax)」間で受け渡しを行う必要があることから、ASP事業者及び作成コーナー開発業者間での調整やセキュリティの確保方法の検討など通常の開発コスト以外に方式検討のためのコストと期間が必要となる。

ハについては、データの受渡しに着脱式のUSBメモリーを使用することから、情報セキュリティには難点がある。しかしながら、「作成コーナー(e-Tax)」を利用してe-Taxの送信を行うことが可能であり、システム修正については低コストで実現できる。税理士による代理送信についてはロと同様である。

(2) 「作成コーナー(e-Tax)」の利用拡大

(図8)

2の(2)のハで述べたように、「作成支援システム」を導入していない市町村では「確定申告書等作成コーナー(書面)」を利用して紙の所得税確定申告書を作成している事例もあり、これらは容易に「作成コーナー(e-Tax)」へ移行することができる。国税連携システムの実現により、住民税の課税に必要なデータが電子的に連絡されることとなり、「作成コーナー(e-Tax)」の一層の利用拡大が望まれている。

イ 改善要望の状況

3の(5)で述べたように、「作成コーナー(e-Tax)」には改善すべき点もあり、市町村や税理士会からも次のような改善要望が提出さ

れている。

全国市長会からは、「還付目的の確定申告の場合、e-Taxシステムでは源泉徴収票の添付が不要とされていることから、適用控除項目及び控除額等の不明なデータがあり、住民税の賦課事務に支障をきたしているためシステムの改善を行うこと。」⁽³⁴⁾旨の改善要望が提出されている。また、日本税理士会連合会からは、「国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーを改善して、税理士会の税務支援事業や税理士事務所等で利用しやすい環境とすること。」旨の包括的な要望が提出され、具体策として「税務支援会場等で税理士が代理送信で電子申告することを想定して、税理士の場合の入力専用画面を作って頂きたい。」といった提言⁽³⁵⁾がなされている。

ロ 住民税のみの納税者への対応

所得税の申告義務のない住民税のみの納税者についても、「作成コーナー(e-Tax)」を利用して、住民税の課税に必要なデータを入力し、国税連携システムを経由して、市町村へデータ連絡を行うこととすれば、住民税のみの納税者にも対応できることとなるが、地方税法第325条で想定されていないデータ連絡の形態となるため、法令改正が必要である。

ハ 使い勝手の改善

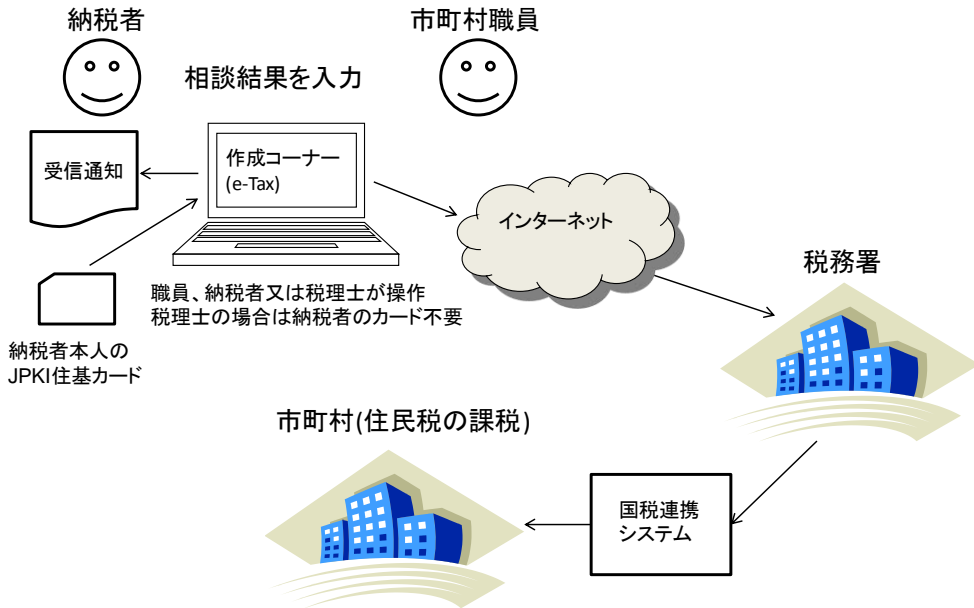
データが事前に入力されていないことから、「作成コーナー(e-Tax)」の画面上に、給与支払報告書や公的年金等支払報告書の内容を表示することは困難であるが、給与支払者の情報など前年分データと変更のない項目の表示などについては改善済みである。

ニ 簡易なインターネット接続

上記(1)のロのような本格的なインターネット接続ではなく、情報セキュリティを確保しつつ、携帯電話端末によりノートパソコンをインターネットへ接続し、「作成コーナー(e-Tax)」を利用することによりe-Taxの送信を行うことも可能であり、公民館等の臨時的相談会場において実際に運用を行っており、

一層の利用拡大が望まれる。

図8 「作成コーナー(e-Tax)」の利用拡大



(3) 電子証明書の普及策

総務省の調査⁽³⁶⁾によれば、公的個人認証サービスに基づく電子証明書の発行件数は、平成22年4月末現在で約146万件とされている。普及に向けて、電子証明書等特別控除⁽³⁷⁾、還付申告の処理期間の短縮⁽³⁸⁾、「JPKI住基カード」の発行手数料の軽減⁽³⁹⁾といった各種施策が行われている。

今後の取組みとして、総務省の「公的個人認証サービスの普及拡大に関する調査研究事業の結果概要」⁽⁴⁰⁾によれば、電子証明書の有効期間の延長(3年から5年)や電子証明書の記録媒体の拡大(携帯電話端末(SIMカード)⁽⁴¹⁾及びFeliCa⁽⁴²⁾対応ICカード(Edy、WAON、SUICA、PASMOなど)などが検討されている。「JPKI住基カード」に替えて、携帯電話やEdyなどが使用可能となれば、電子証明書の飛躍的な普及が期待できる。

なお、「政府全体の取組を通じて、電子行政推進法(仮称)などにより真正性の推定が法的に担保され、セキュリティが確保されたID・パスワード等による方式が確立された場合、平成23年度以降、必要に応じ、納税者の属性、手続の特性等の観点を踏まえ、ID・パスワード等による方式の導入を検討」⁽⁴³⁾する旨の記述が「オンライン利用拡大行動計画」にあるが、平成22年末現在、新たな法令の制定や具体的な方式の確立には至っていない⁽⁴⁴⁾。

(4) 代理送信の増加策

税理士による代理送信を利用することにより、納税者の「JPKI住基カード」を使用せずにe-Taxの送信が可能であるが、3の(4)で述べたように税理士の確保が課題となっている。そこで、税理士法の趣旨を踏まえ、代理送信の増加策について検討する。

イ 税理士派遣の現状

日本税理士会連合会会則第12章(税務支援)⁽⁴⁵⁾に規定する税理士会の税務支援事業の一環として、多くの市町村の確定申告の相談会場へ地元税理士会から税理士が派遣されており、所得税の申告相談事務に従事している⁽⁴⁶⁾。この規定は、税理士法49条の2の2項9号「委嘱者の経済的理由により無償又は著しく低い報酬で行う税理士業務に関する規定」を根拠としている。この規定の趣旨は、税理士業務がたとえ無償であっても税理士でない者はこれを行うことができないものであることから、通常税理士報酬を支払う資力の乏しい者に対して、無償又は著しく低い報酬で税理士業務を行うことについて定めたものであるとされており⁽⁴⁷⁾、この税務支援事業には、地元税理士会所属の税理士が平等に従事すべきものとされている⁽⁴⁸⁾。

業務独占という税理士法の趣旨を踏まえ、市町村と地元税理士会が十分協議の上、積極的に派遣税理士を確保し、代理送信に取り組むことが望まれる。

ロ 市町村職員による代理送信

3の③で述べたように、現状では市町村職員による代理送信は認められていないことから、派遣税理士が確保されない場合は、「JPKI住基カード」を持参しない納税者について、e-Taxを利用することができない。税理士法の趣旨からは、市町村と地元税理士会が協議の上、十分に派遣税理士を確保すべきであると考えられるが、諸般の事情により十分に確保できない場合には、市町村職員による代理送信を認める余地があると考えられる。ただし、そのためには国税庁告示⁽⁴⁹⁾の改正の要否についての検討が必要である。

なお、日本税理士会連合会は、税務支援事業が成果をあげていることなどから、「臨税」の許可の対象を減らすべきとの意見を表明している⁽⁵⁰⁾。

(5) 国民ID制度の導入

政府のIT戦略本部の「新たな情報通信技術戦略(平成22年5月11日)」によれば、国民ID制度の導入について、「社会保障・税の共通番号の検討と整合性を図りつつ、個人情報保護を確保し府省・地方自治体間のデータ連携を可能とする電子行政の共通基盤として、2013年までに国民ID制度を導入する。併せて、行政機関による運用やアクセスの状況を監視する第三者機関の創設、公的ICカードの整理・合理化を行う。また、インターネットを通じて利便性の高いサービスを提供するため、民間IDとの連携可能性を検討する。」⁽⁵¹⁾旨の記述がある。

これに加えて、政府の平成23年度税制改正大綱に、「社会保障・税に関わる番号制度(以下「番号制度」といいます。)は、主として給付のための制度であり、①真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障の充実とその効率化を図りつつ、②国民の負担の公正性を担保し、制度に対する国民の信頼を確保するとともに、③国民の利便性の更なる向上を図るために不可欠なインフラとして可能な限り早期に導入することが望ましいものと考えます。」⁽⁵²⁾旨の記述がある。

国民ID制度と「番号制度」の関係については、IT戦略本部の「「国民ID制度」における国民IDコードの考え方」には、「「国民ID制度」における国民IDコードについて、国民IDコードの有すべき性質、国民IDコードに利用する番号、国民IDコードと社会保障・税の共通番号とが適切に連携して機能する仕組みの検討が必要。」⁽⁵³⁾旨の記述があり、「国民ID制度は、「社会保障・税の共通番号の検討と整合性を図りつつ」推進していくものであり、社会保障改革担当室における社会保障・税に関わる番号制度の検討と協働する必要があるため、工程表では2013年度の制度導入としているスケジュールを社会保障・税に関わる番号制度導入のスケジュールに合わせ柔軟に見直し

ていく。」⁶⁴⁾旨の記述がある。

この国民ID制度が導入されれば、「JPKI住基カード」に替えて、すべての納税者に国民IDが交付されることとなることから、電子証明書の普及拡大についての問題が解決することとなる。市町村の確定申告の相談会場へ訪れるすべての納税者が国民IDを所持することとなり、システムの環境を整えば、すべての納税者について本人送信によりe-Taxの利用が可能となる。順調な導入を期待したいところである。

(6) まとめ

以上、地方収受分の所得税確定申告書を、e-Taxにより送信するための方策について考察を行った。最終形としては、国民ID制度による本人送信が望ましい姿であるが、現状では市町村の確定申告の相談会場へ訪れる納税者の大半はパソコン操作が苦手な高齢者であることから、納税者に代わって市町村職員がシステムの操作を行うことが現実的である。電子証明書の普及についても、当面は「JPKI住基カード」の即時交付に努めることが重要であり、電子証明書の記録媒体の拡大などの抜本的な普及策については、国民ID制度と同時に実現する可能性はあると思われる。代理送信の増加策については、当面は地元税理士会の協力を期待⁶⁵⁾すべきであり、市町村職員による代理送信には課題が多いと思われる。

5 おわりに

「はじめに」で述べた国税庁発表資料⁶⁶⁾(前述別表参照のこと。)によれば、平成21年分の所得税について、自宅等から「作成コーナー(e-Tax)」により確定申告を行った者は488千人であり、これは本人送信と税理士による代理送信の双方があるが、本人送信が多いと考えられる。同表で「各種ソフト・e-Tax」により確定申告を行った者は2,306千人であるが、これについては、ほとんどが税理士による代理送信であると考えられる。同表で「署

パソコン・e-Tax」により確定申告を行った者は4,285千人であるが、これについては、税務署が設置した確定申告会場において、「作成コーナー(e-Tax)」を利用した件数であり、税理士による代理送信と同様に納税者本人の電子証明書が省略⁶⁷⁾されている。結局のところ、本人送信を行った者の比率は、e-Taxを利用して確定申告を行った者の総数7,079千人を分母とすると、 $488/7,079=6.9\%$ 以下となってしまう。

一方、自宅等で「確定申告書等作成コーナー(書面)」を利用して、紙の確定申告書を作成し提出した者は2,149千人であるから、これらの者は、「JPKI住基カード」とICカードリーダーライターを準備すれば、容易に本人送信に移行できる。しかしながら、これらの者全員が本人送信を行ったとしても、e-Taxの利用者の飛躍的な増加は望めない。さらに、税務署の確定申告会場においては、既に大半の納税者が「作成コーナー(e-Tax)」を利用して確定申告を行っており、これ以上の増加には限界がある。税理士もe-Taxに積極的に取り組んでいる⁶⁸⁾ことから、代理送信についてもこれ以上の増加は容易ではない。

残りの納税者としては、自宅等で手書きにより確定申告書を作成し申告する者と、市町村の確定申告の相談会場へ訪れる者の二種類が残ることとなる。後者については、本稿で考察した方式により、e-Taxへ移行することが可能である。前者についてはインターネット環境を持ち合わせていないなどの事情により困難な場合もあると思われるが、青色申告会、商工会等に加入している場合には、派遣税理士⁶⁹⁾による代理送信などの取組みが望まれるところである。

「オンライン利用拡大行動計画」に掲げられた平成25年度におけるオンライン利用率の目標値65%は高いハードルではあるが、本稿で述べたような普及策の積み重ねにより達成することを期待したい。

- (1) <http://www.e-tax.nta.go.jp/topics/21pressrelease.pdf> 「平成 21 年度における国税電子申告・納税システム (e-Tax) の利用状況に関する報道発表資料」。
- (2) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/080916honbun.pdf> 「オンライン利用拡大行動計画 平成20年9月12日 IT戦略本部」 63頁。
- (3) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokkasenryaku/image/20100222_syakaihoso_2_haihu.pdf 「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会 (第2回) 資料5 (地方税関連) 平成22年2月22日 総務省」 3頁。
- (4) http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2009/kakutei_jokyo/index.htm#hvo07
 (ホーム>活動報告・発表・統計>報道発表資料(プレスリリース)目次>平成 21 年分の所得税、消費税及び贈与税の確定申告状況等について)。
- (5) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/ithyoka/houkoku/2008/den_huzoku2.pdf 「電子政府評価委員会 平成 20 年度報告書」 18 頁。
- (6) 地方税法第 325 条「市町村長が市町村民税の賦課徴収について、政府に対し、所得税又は法人税の納税義務者が政府に提出した申告書、連結子法人が政府に提出した法人税法第 81 条の 25 に規定する書類又は政府がした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、政府は、関係書類を市町村長又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。この場合において、政府が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第 4 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該関係書類を閲覧させ、又は記録させるときは、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務省令で定める基準に従って行うものとする。」平成 23 年 1 月 1 日から施行。
- (7) 平成 22 年 8 月 6 日総務省告示第 284 号「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」。
- (8) 国税庁五十年史 445 頁。
- (9) 税理士法第 52 条「税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか税理士業務を行ってはならない。」。
- (10) 税理士法第 50 条「国税局長 (地方税については、地方公共団体の長) は、租税の申告時期において、又はその管轄区域内に災害があつた場合その他特別の必要がある場合においては、申告者等の便宜を図るため、税理士又は税理士法人以外の者に対し、その申請により、二月以内の期間を限り、かつ、租税を指定して、無報酬で申告書等の作成及びこれに関連する課税標準等の計算に関する事項について相談に応ずることを許可することができる。ただし、その許可を受けることができる者は、地方公共団体の職員及び公益社団法人又は公益財団法人その他政令で定める法人その他の団体の役員又は職員に限るものとする。」
- (11) <http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/s-hotoku/kakutei.htm> 所得税 (確定申告書等作成コーナー)
- (12) <http://www.mof.go.jp/jouhou/hyouka/kokuzeichou/22nendo/jissshikeikaku/g1-1-3.pdf> 「国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画」。
- (13) <http://juki-card.com/index.html> 住民基本台帳カード総合情報サイト。
- (14) 平成 18 年 12 月 27 日国税庁告示第 32 号「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第 5 条第 1 項ただし書(ただし、当該電子署名が国税庁長官が定める者に係るものである場合には、当該申請等の情報に当該者に係る電子署名を行うこと及び当該電子署名に係る電子証明書を送信することを要しない。)に規定する国税庁長官が定める者」告示本文の該当部分「申請等を行おうとする者が、税理士法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する税務書類の作成を委嘱し、当該委嘱を受けた者が電子

- 情報処理組織を使用して当該申請等を行う場合における当該税務書類の作成を委嘱した者」。
http://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/faq_ans05.html (日本税理士連合会ホームページトップページ > 税理士向け情報 > 電子認証・電子申告 > 電子申告に関するQ&A > 電子署名・代理送信)。
- (15) 「発展する eLTAX と目前に迫る「国税連携」の事前準備」『月刊 税』ぎょうせい 2010年8月号 37頁。
- (16) http://www.soumu.go.jp/denshijiti/jyouho_u_policy/pdf/100712_1.pdf 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」。
- (17) http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2007/pdf/070921_3_02.pdf 「地方自治情報管理概要 平成19年9月 第2章 電子自治体の現況 第4節 情報セキュリティ対策の実施状況」27頁。
- (18) 前掲16「3.4.3.通信回線及び通信回線装置の管理」45頁。
- (19) http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichigvousei/c-gvousei/kojinninshou.htm 「公的個人認証サービスの概要 (3) 住民基本台帳カードへの電子証明書の記録 2) 窓口で案内を受けて、電子証明書の発行手続を行います。(20～40分程度の時間がかかります。)」。
- (20) 前掲14
- (21) http://www.lasdec.nippon-net.ne.jp/cms/15_0.39.html (財団法人地方自治情報センター (LASDEC) ホームページ ホーム > 総合行政ネットワーク > LGWAN について)。
- (22) 前掲2「国税申告手続(消費税(法人))12国及び地方公共団体によるオンライン利用の拡大に向けた取組 霞が関WAN及びLGWAN経由による利用勧奨」69頁。
<http://www.e-tax.nta.hq.admix.go.jp/index.html> (e-Tax ホームページ 霞が関WAN・LGWAN用) 地方税職員専用 インターネットからはアクセス不可。
- (23) http://www.lasdec.nippon-net.ne.jp/cms/resources/content/4797/C-1-1_youkou_20070524.pdf 「総合行政ネットワーク基本要綱 第14条(利用者の制限) LGWANのサービスを利用できる者は、地方公務員法(昭和25年法第261号)に定める地方公務員とする。」。
- (24) http://www.kantei.go.jp/jp/mille/991222mil_lpro.pdf 「ミレニアム・プロジェクト(新しい千年紀プロジェクト)について 平成11年12月19日 内閣総理大臣決定」4頁。
- (25) <http://www.e-gov.go.jp/doc/promote/19971220doc.html> (e-Gov home > 電子政府の推進について > 包括的な政府決定等 > 行政情報化推進基本計画)。
- (26) http://www.gpki.go.jp/documents/saitekik_a.pdf 「霞が関WAN及び政府認証基盤(共通システム)の最適化計画 2005年(平成17年)3月31日 2007年(平成19年)8月24日改定 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定」。
- (27) <http://www.lasdec.nippon-net.ne.jp/cms/resources/content/4769/20101001.pdf> 「月刊LASDEC H22.10月 特集 LGPKIとは?」。
- (28) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densihyouka/kaisai_h20/dai7/siryou4.pdf 「地方税の電子化の現状について 平成21年1月27日 総務省」4頁。
- (29) http://www.lasdec.nippon-net.ne.jp/cms/resources/content/7638/C-7-1_AspGuideline_20090521.pdf 「総合行政ネットワーク ASPガイドライン-第3.5版-総合行政ネットワーク運営協議会 平成21年5月21日 6 LGWAN-ASPのセキュリティ対策」。
- (30) 前掲16「3.6.1. コンピュータ及びネットワークの管理」58頁。
- (31) 前掲16 情報資産の運搬「①車両等により機密性2以上の情報資産を運搬する者は、必要に応じ鍵付きのケース等に格納し、暗号化又はパスワードの設定を行う等、情報資産の不正利用を防止するための措置を講じなければならない。」

- ②機密性2以上の情報資産を運搬する者は、情報セキュリティ管理者に許可を得なければならない。」36頁。
- (32) 前掲16「3.6.4. 不正プログラム対策」76頁。
- (33) 前掲16「外部の者が利用できるシステムの分離等」63頁。
- (34) <http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/pdf/22zen4kai5.pdf> 「平成23年度 都市税制改正に関する意見平成22年8月全国市長会」7頁。
- (35) <http://www.nichizeiren.or.jp/guidance/pdf/H22e-taxyoubou.pdf> 「電子申告に関する要領事項 平成22年6月23日 日本税理士会連合会 情報システム委員会」5頁。
- (36) http://www.soumu.go.jp/main_content/000069110.pdf 「行政事業レビューシート(総務省)「公的個人認証の概要」」7頁。
- (37) 租税特別措置法第41条の19の5。
<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1904.htm> (国税庁ホームページ>税について調べる>タックスアンサー>所得税>サラリーマンと確定申告>No.1904 サラリーマンと電子申告)。
- (38) 前掲2 「国税申告手続(所得税)還付申告について処理期間を6週間程度から3週間程度(添付書類受領後)に短縮」64頁。
- (39) http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/daityo/pdf/100303_1.pdf 「住民基本台帳カードの交付状況」によれば、住民基本台帳カードの無料交付団体数は611団体である。ただし、電子証明書手数料500円が別途必要。
- (40) 前掲36「公的個人認証サービスの普及拡大に関する調査研究事業の結果概要」8頁。
- (41) <http://www.tca.or.jp/mobile/sim.html> (社団法人電気通信事業者協会 HOME>携帯・PHSの利用に関して | 携帯・PHSのSIMカードについて)。
- (42) <http://www.sony.co.jp/Products/felica/> (Sony Japan FeliCaホームページ)。
- (43) 前掲2 62頁。
- (44) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/guide/kaisai_h22/dai3/siryou3.pdf 「電子政府ガイドライン作成検討会 セキュリティ分科会報告書平成22年2月」。
- (45) <http://www.nichizeiren.or.jp/guidance/pdf/kaisoku-20.7.24.pdf> 「日本税理士会連合会会則」。
- (46) <http://www.nichizeiren.or.jp/guidance/plus/contribution.html> (日本税理士連合会ホームページ トップページ > 日税連ご案内 > 日税連こんなことも > 税務支援)。
- (47) 日本税理士会連合会編「新税理士法三訂版」税務経理協会 223頁。
- (48) 前掲45 会則第66条3項「税理士の会員は、その所属する税理士会が実施する税務支援に従事しなければならない。」。
- (49) 前掲14。
- (50) 北野弘久「税理士制度の研究(増補版)」税務経理協会500頁資料編「わが国における税理士制度のあり方についての答申 昭和43年12月 日本税理士会連合会税理士制度調査会」によれば、「現在、税理士の数は、税理士立法の当時と比較して遥かに増えており、しかも、税理士は、税理士会の組織を通じて、小企業納税者の指導、援助にかなりの成果をあげていることにかえりみれば、この例外的な制度はなお検討を要するところである。かりに存置するとしても、その適用を災害時等の場合に限定する方向で規定の整備を図ることが適当と考える。」との意見が表明された。最近でも、
<http://www.nichizeiren.or.jp/guidance/pdf/22keikaku.pdf> 「日本税理士連合会平成22年度事業計画」4頁に「税理士法第50条(臨時の税務書類の作成等)問題に関する対策を進める。」との記述がある。さらに、地方の税理士会からは<http://www.tochizei.or.jp/topics/220413.pdf> 「平成23年度税制改正に関する意見書 平成22年3月 東京地方税理士会」14頁に「税理士法第50条には、税務書類の作成等(臨税制度)について規定されているが、制度導入時とは異なり、現在の税理士の数は増加していることから、そ

の制度的必要性は乏しくなっているので、すみやかにこれを廃止すべきである。当面の対応策としては、関係機関と税理士会との間で事前協議・通知制度などを設け縮小の方向で運営すべきである。」といった意見も表明されている。

- (51) http://www.kantei.go.jp/ip/singi/it2/100511_honbun.pdf 「新たな情報通信技術戦略 平成22年5月11日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」 4頁。
- (52) http://www.cao.go.jp/zei-cho/etc/pdf/221216_taikou.pdf 「平成23年度税制改正大綱 平成22年12月16日」 8頁。
- (53) http://www.kantei.go.jp/ip/singi/it2/denshi_gvousei/dai6/siryou2_1.pdf 「「国民ID制度」における国民IDコードの考え方（その1）平成22年12月2日情報通信技術（IT）担当室」 3頁。
- (54) http://www.kantei.go.jp/ip/singi/it2/denshi_gvousei/dai7/siryou3_2.pdf 「「国民ID制度」における国民IDコードの考え方（その2）平成22年12月20日情報通信技術（IT）担当室」 2頁。
- (55) 前掲50 「日本税理士連合会平成22年度事業計画」 4頁「税務支援における電子申告について適切に対応する。」。
- (56) 前掲4。
- (57) 前掲14 告示本文の該当部分「税務署長が提供する電子計算機及び入出力用プログラムを使用して申請等を行う者」。
- (58) 前掲50 「日本税理士連合会平成22年度事業計画」 2頁「＜重点施策＞四 電子申告制度の利用促進のための施策を推進するとともに、税理士用電子証明書の全員取得を推進する。」。
- (59) 前掲46。